

西村議員要望項目一覧

令和7年度9月補正分

要望項目	左に対する対応方針等
<p>1 シルバー人材センターのボランティア人員不足と配分金について 人口減少、物価高騰、賃金上昇等に伴い、特に剪定等スキルが必要な業務において、請負価格が上昇し家庭や個人から発注しにくい上、就業する会員が不足している状況である。県は、実態把握の調査をすると共に、人員が不足する業務の募集や人材育成、また適正な配分金と価格設定について、必要な支援、指導・助言を行うこと。</p>	<p>シルバー人材センターは、原則として市町村単位に置かれており、市町村において運営支援を行っていることから、市町村に状況等について聞いてみたい。 また、(公社)鳥取県シルバー人材センター連合会は、地域のシルバー人材センターの業務運営、安全・適正就業等に係る指導・助言、研修、情報収集・提供をはじめ、会員拡大に向けた広報など、県内の各センターの充実を図る役割を担っていることから、連合会を通じて必要な支援を行っていききたい。</p>
<p>2 ひとり親家庭への支援について (1) 家計支援・生活設計支援について 当初予算の「生活困窮者相談支援体制等拡充事業」で支援がなされているが、物価高騰が継続し、日用品等が足り苦しい状況である。 県は継続する物価高騰を踏まえた支援の拡充を行うこと。 また、ひとり親が家計管理や長期的な生活設計ができるようなサポートが、なかなか行き届いていない状況である。 実効性のある支援にするため、委託先とさらに連携しながら、よりきめ細かい取組を進めること。</p>	<p>ひとり親家庭に限らず、物価高騰の影響を受けている生活困窮者等に対して、県では「生活困窮者相談支援体制等拡充事業」に加え、令和7年度当初予算及び6月補正予算で「家計負担激変緩和対策事業」により支援しているところであるが、継続する物価高騰による影響を緩和するため、9月補正予算案において引き続き物価高対策を検討している。 また、ひとり親家庭の家計管理や生活設計を含めた自立支援を目的として市町村と県に配置している自立支援員に対し、資質向上のための研修会を毎年開催しており、令和6年度はファイナンシャルプランナーを講師に迎え、経済的な自立支援のための研修会を開催した。 さらに、家計や子育て等に悩みを抱えるひとり親の支援、相談窓口として県内3カ所に設置しているひとり親家庭相談支援センターにおいて、ファイナンシャルプランナーを活用した家計管理、生活設計支援の充実を検討していく。 【令和7年度当初予算】 ・生活困窮者総合支援事業(生活困窮者相談支援体制等拡充事業) 4,500千円 ・家計負担激変緩和対策事業 140,000千円 【6月補正】 ・家計負担激変緩和対策事業 160,000千円 【9月補正】 ・家計負担激変緩和対策事業 160,000千円</p>
<p>(2) 親子の居場所(サロン・イベント)支援について 当初予算の「ひとり親家庭寄り添い支援事業」で支援がなされているが、休日等に親子の居場所が十分に確保できていない状況である。 親子が、気兼ねなく集える居場所(サロン・イベント等)の確保に対する支援拡充をすること。</p>	<p>ひとり親家庭の親が子どもを連れて気軽に訪れることができ、定期的に相談・交流する場として、月1回のサロンを開設する「ひとり親家庭寄り添い支援事業」を鳥取県母子寡婦福祉連合会に委託して実施しているところであり、サロン開催回数が増等に向けては、鳥取県母子寡婦福祉連合会及び現場の相談員と意見交換を行いながら検討する。 【令和7年度当初予算】 ・ひとり親家庭等総合支援事業(ひとり親家庭寄り添い支援事業) 5,289千円</p>

要望項目	左に対する対応方針等
<p>(3) 非正規雇用就業者の賃上げと正社員化への推進について</p> <p>本県のシングルマザーの非正規雇用率は4割弱と高い状況である。家事・育児・介護や健康問題により、フルタイムで働けない人も多く、十分な賃上げもなされず、収入が低く生活が安定しない状況が続いている。まずは、県下で非正規雇用・短時間勤務を多数雇用している企業や団体に、適正な賃上げや正社員化がなされるよう、関係機関と協働し働きかけること。</p>	<p>ひとり親家庭相談支援センターをはじめ関係機関とも連携しながらシングルマザー等のきめ細かい就労支援にあたるとともに、引き続き男女共同参画推進企業認定等を通じて、個々の事情に応じて短時間正社員制度など誰もが働き続けられる多様で柔軟な勤務形態導入や職場環境づくりを企業に働きかけていく。</p>
<p>3 県職員の個人情報漏洩・滅失等にかかる情報管理について</p> <p>過失（うっかりミス）による個人情報の漏洩や滅失を「ゼロ」にするため、個人情報の紙での管理を極力削減すると同時に、庁外へ持ち出す際は、セキュリティの高いパソコン等デジタル端末内のみでの閲覧等の取り扱いにするなど、全庁の規定・ルールを見直し、周知徹底すること。</p>	<p>個人情報に記載された紙書類の外部への持ち出しについては、漏洩や滅失が発生しないよう特に留意する必要がある。</p> <p>様々な角度から事故の原因及び要因を分析し、再発防止に向けた方策を検討する。</p>
<p>4 県立スポーツ施設・屋外施設の暑熱・熱中症対策に係る設備・備品の拡充について</p> <p>(1) 県立スポーツ施設における屋外競技の熱中症対策備品の拡充について</p> <p>連日、熱中症警報が出るほどの暑さが続く中、スポーツ大会等の運営にあたり、屋外の暑熱対策に必要なスポットクーラーや、ドライミスト等の設備備品が不十分で、利便性が低い状況があった。</p> <p>命に関わる重要な設備であるため、県内施設の状況を迅速に把握し、競技に即した備品を拡充すると共に、施設側からも熱中症対策として積極的に活用するよう働きかけること。</p>	<p>暑熱・熱中症対策については、例年6月頃に通知されるスポーツ庁「熱中症対策について」、(公財)日本スポーツ協会「スポーツ活動中の熱中症事故等の防止について」等を踏まえ、施設管理者や大会主催者等に対してその内容を広く周知し、対策を徹底するよう求めていく。</p> <p>また、暑熱・熱中症対策に必要な設備・備品の活用についても、施設管理者に働きかけていく。</p>
<p>(2) 屋根付きテニスコート整備の検討について</p> <p>テニス競技においては、暑熱対策として2019年より「ヒートルールとメディカルルール」（日本テニス協会）を定め、試合での運用を開始した。また、安全かつ円滑な競技運営のため、逐次ルールの改定と共に、全国各地で屋根付きコートの設営が進んでいる。一方、本県には、公式大会開催が可能な屋根付きコートが無く、競技大会の誘致もしにくい状況である。</p> <p>8年後の本県での国民スポーツ大会の開催を見据え、ソフトテニスを含むテニス競技の普及発展のためにも、競技団体・スポーツ協会等と連携し、屋根付きテニスコートの整備を検討すること。</p>	<p>国民スポーツ大会の見直し議論においては、令和7年6月に日本スポーツ協会に「国スポ改革タスクフォース」が設置され、今後、施設基準や開催時期・期間等の弾力化など具体的な議論が進められることとなっている。</p> <p>国民スポーツ大会を見据えた施設整備については、テニス以外の屋外スポーツを含め、タスクフォースの検討を勘案しながら、その在り方について検討する。</p>